

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、12.81%となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	三重県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	286億円（前年度286億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	三重県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	401億円（前年度401億円）

当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、影響度が大きく計量可能な財務上の諸リスクを中心に、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において総体的に捉えたリスクを、自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

V 自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	120,398	121,472
うち、出資金および資本準備金の額	68,752	68,752
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	52,844	53,918
うち、外部流出予定額 (△)	1,198	1,198
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,680	5,820
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,680	5,820
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	126,079	127,292
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	101	78
うち、のれんにかかるものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	101	78
繰延税金資産 (一時差異にかかるものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	101	78
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	125,977	127,214

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	946,779	982,675
資産 (オン・バランス) 項目	941,718	976,454
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	5,061	6,221
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—	—
中央清算期間関連エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,346	10,039
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	958,126	992,715
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	13.14%	12.81%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

V 自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現 金	1,594	—	—	1,838	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	178,085	—	—	147,959	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	8,630	853	34	8,131	540	21
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	104,296	—	—	102,028	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,896	709	28	1,103	550	22
国際開発銀行向け	500	—	—	500	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,532	253	10	2,530	253	10
我が国の政府関係機関向け	68,228	6,822	272	65,871	6,587	263
地方三公社向け	10,043	1,025	41	10,686	1,133	45
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,192,384	229,129	9,165	1,215,738	236,717	9,468
法人等向け	488,158	289,371	11,574	638,647	317,493	12,699
中小企業等向けおよび個人向け	379	276	11	296	216	8
抵当権付住宅ローン	27	9	0	23	8	0
不動産取得等事業向け	4,246	369	14	4,105	259	10
三月以上延滞等	801	233	9	889	188	7
取立未済手形	1,924	384	15	1,508	301	12
信用保証協会等による保証付	1,383	137	5	1,485	147	5
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出 資 等	17,414	17,414	696	15,690	15,690	627
（うち出資等のエクスポージャー）	17,414	17,414	696	15,690	15,690	627
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	130,607	323,933	12,957	132,417	328,487	13,139
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対 象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外にかかるエクスポージャー）	10,156	25,391	1,015	11,960	29,901	1,196
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段にかかるエクスポージャー）	117,953	294,883	11,795	117,953	294,883	11,795
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分にかかるエクスポージャー）	773	1,934	77	799	1,999	79
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等にかかるその他外 部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調 達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段にかかる五パー セント基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外にかかるエクスポージャー）	1,723	1,723	68	1,703	1,702	68
証 券 化	—	—	—	3,020	604	24
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	3,020	604	24
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー	90,088	75,855	3,034	83,726	73,494	2,939
（うちルックスルー方式）	90,088	75,855	3,034	83,617	73,276	2,931
（うちマンドレート方式）	—	—	—	109	218	8
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエク スポージャーにかかる経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額（Δ）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	2,303,221	946,779	37,871	2,438,199	982,675	39,307
CVAリスク相当額×8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	2,303,221	946,779	37,871	2,438,199	982,675	39,307
オペレーショナル・リスクに対す る所要自己資本の額<基礎的手法>			所要自己資本額			所要自己資本額
			相当額を8%で除して得た額			相当額を8%で除して得た額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
		11,346	453		10,039	401
所 要 自 己 資 本 額		リスク・アセット等（分母）合計	所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）合計	所要自己資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
		958,126	38,325		992,715	39,708

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
 (相利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8%
 直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益獲得に際し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、とりわけ貸出金の信用リスクについては、内部格付制度に基づく適正なポートフォリオ運営・管理および収益管理を行うことにより、適切に管理しています。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく年間の対処方針、運用方針等は、理事長以下で構成する企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、理事長以下で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議・決定しています。

与信審査については、営業部門から独立した審査所管理部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

- 実質破綻先・破綻先に対する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 破綻懸念先に対する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 要注意先（要管理先含む）・正常先に対する債権について、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んだ額を一般貸倒引当金として計上しています。

（注）「予想損失額」とは、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したもののことです。

■ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関

株式会社格付投資情報センター（R&I）
 株式会社日本格付研究所（JCR）
 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
 S&Pグローバル・レーティング（S&P）
 フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

V 自己資本の充実の状況

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	2,170,092	322,741	664,033	-	801	2,310,368	408,484	679,027	-	889
国外	43,041	-	43,041	-	-	41,084	-	41,084	-	-
地域別残高計	2,213,133	322,741	707,074	-	801	2,351,452	408,484	720,111	-	889
法人	農業	4,262	4,262	-	-	4,758	4,758	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	41	41	-	-	50	50	-	-	-
	製造業	119,626	29,499	86,336	-	139,311	36,260	96,407	-	85
	鉱業	426	426	-	-	682	382	300	-	-
	建設・不動産業	75,416	34,575	36,786	-	79,344	34,755	40,550	-	752
	電気・ガス・熱供給・水道業	80,464	5,661	74,518	-	80,845	7,066	73,409	-	-
	運輸・通信業	71,705	18,249	48,292	-	83,999	20,935	57,521	-	-
	金融・保険業	1,466,840	155,136	147,745	-	1,594,219	228,924	166,427	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	89,903	41,992	46,905	-	98,671	45,512	50,313	-	47
日本国政府・地方公共団体	282,056	32,123	249,932	-	249,988	29,121	220,673	-	-	
上記以外	5,672	147	3,211	-	4,515	184	2,402	-	-	
個人	624	624	-	-	5	531	531	-	-	4
その他	16,092	-	13,344	-	-	14,533	-	12,105	-	-
業種別残高計	2,213,133	322,741	707,074	-	801	2,351,452	408,484	720,111	-	889
1年以下	1,148,423	28,835	47,862	-	-	1,270,420	104,731	62,063	-	-
1年超3年以下	88,219	40,952	47,266	-	-	88,106	40,151	41,962	-	-
3年超5年以下	135,130	32,861	102,269	-	-	127,407	50,770	72,916	-	-
5年超7年以下	84,931	32,325	52,606	-	-	109,146	23,240	85,906	-	-
7年超10年以下	204,216	21,872	182,344	-	-	219,705	31,107	188,597	-	-
10年超	318,097	57,716	260,380	-	-	312,877	57,819	255,058	-	-
期限の定めのないもの	234,115	108,177	14,344	-	-	223,788	100,662	13,607	-	-
残存期間別残高計	2,213,133	322,741	707,074	-	-	2,351,452	408,484	720,111	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

58 ページをご覧ください。

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和元年度							令和2年度						
	個別貸倒引当金						貸出金 償却	個別貸倒引当金						貸出金 償却
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高		期中 増加額	期中減少額		期末 残高			
目的 使用			その他	目的 使用			その他							
国内	5,214	5,177	10	5,203	5,177		5,177	5,855	0	5,177	5,855			
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-			
地域別計	5,214	5,177	10	5,203	5,177		5,177	5,855	0	5,177	5,855			
法人	農業	-	47	-	-	47	-	47	47	-	47	47	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	85	85	-	85	85	-	85	85	-	85	85	-	
	鉱業	453	416	-	453	416	-	416	372	-	416	372	-	
	建設・不動産業	4,493	4,466	-	4,493	4,466	-	4,466	4,436	-	4,466	4,436	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	154	151	-	154	151	-	151	906	-	151	906	-	
上記以外	1	1	-	1	1	-	1	0	0	0	0	0		
個人	27	10	10	17	10	-	10	7	-	10	7	-		
業種別計	5,214	5,177	10	5,203	5,177	-	5,177	5,855	0	5,177	5,855	0		

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
 2. 洗替表示となっています。

V 自己資本の充実の状況

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	347,607	347,607	—	368,622	368,622
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	74,041	74,041	—	71,780	71,780
	20%	62,743	1,150,540	1,213,284	107,243	1,188,760	1,296,004
	35%	—	27	27	—	23	23
	50%	287,937	3,493	291,431	323,935	2,802	326,738
	75%	—	374	374	—	291	291
	100%	71,218	86,149	157,368	67,459	89,727	157,186
	150%	—	115	115	—	91	91
	250%	—	128,883	128,883	—	130,713	130,713
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	421,900	1,791,233	2,213,133	498,638	1,852,814	2,351,452	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーにおいて格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

V 自己資本の充実の状況

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	4,913	-	-	5,016	-
金融機関および第一種 金融商品取引業者向け	48,500	-	-	33,500	-	-
法人等向け	2,121	-	-	70,154	500	-
中小企業等向けおよび個人向け	5	-	-	5	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	1,904	-	-	1,903	-
合計	50,626	6,817	-	103,659	7,420	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破綻など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、取引相手に対する有価証券等の引渡しまたは資金の支払いをその反対取引に先立って行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

○派生商品取引

「余裕金運用方針」および「運用基準」において、先物、オプション取引の運用枠および1回の購入限度額、ロスカット基準等を設定し、保有有価証券の価格下落リスクヘッジ、取得予定有価証券の価格上昇リスクヘッジ等の目的で実施しています。

○長期決済期間取引

原則行いません。

- (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳
該当する取引はありません。
- (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、適切なリスク管理のもと、証券化取引を運用手段の一つとして継続的な活用を図っています。なお、当会は、証券を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー信用補完の提供者等）を担うことはありません。また、証券化取引は、信用リスク、金利リスク、ならびに証券化エクスポージャー固有の構造上の特性や裏付け資産等に起因するリスクを有しており、証券の保有額は、当会が格付ごとに個別に定める保有限度額内で管理しています。

■ 体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーについてのリスク特性および構造上の特性、ならびに証券化エクスポージャーの裏付け資産についてのリスク特性およびその状況を継続的に把握するために必要な体制を整備しています。また、投資決定時に市場環境および投資案件にかかる妥当性の分析・評価を行うとともに、投資期間中には定期的なモニタリングを実施し、投資案件の時価評価、格付状況ならびに裏付け資産の内容等を把握し、リスク管理委員会に報告しています。

■ 信用リスク・アセット額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品にかかる会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

V 自己資本の充実の状況

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所要の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

■ 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	1,955	-
	そ の 他	-	-	1,064	-
	合 計	-	-	3,020	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト 区分	残高	所要自己 資本額	リスク・ウェイト 区分	残高	所要自己 資本額
令和元年度						
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和2年度						
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	3,020	24	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	3,020	24	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- (3) 自己資本比率告示第 224 条ならびに第 224 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号の規定によりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

V 自己資本の充実の状況

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは災害等により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクに含まれる種々のリスクのうち、とりわけ重要である事務リスク管理について、事務ミス発生時に速やかに経営層まで発生状況・原因等を報告し、再発防止策を講じる取り組みや事務処理堅確化の一助となる各種要領・マニュアル等の整備を進め、事務ミス発生の未然防止を図る取り組みを行っています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針 および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、個別に出資先等の財務状況、当会との関わり合い等を考慮したうえで、適切にリスク管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価 (単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	11,664	11,664	12,338	12,338
非上場	89,170	89,170	89,146	89,146
合計	100,835	100,835	101,484	101,484

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
170	175	316	316	300	339

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,013	1,807	1,811	165

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する評価損益の額はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	90,088	83,617
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	109
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

V 自己資本の充実の状況

9. 金利リスクに関する事項

■ 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動に伴い損失を被るリスクのことで、具体的には資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM 管理委員会において、収支シミュレーションの分析を行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しており、当結果をリスク管理委員会、理事会および経営管理委員会に報告しております。

■ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.93年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、運用資産の平均残存期間縮小によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

■ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク	Δ EVE		Δ NII	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
上方パラレルシフト	66,770	66,600	4,516	4,626
下方パラレルシフト	0	0	7	1
スティープ化	51,137	49,115		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	66,770	66,600	4,516	4,626
	令和元年度		令和2年度	
自己資本の額	125,977		127,214	

- (注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。